

議案第44号

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年6月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の一部を改正する条例

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例（平成 20 年加西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「財務部」を「総務部」に改める。

総務部」

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

（ふるさと創造部の事務）

第 2 条 ふるさと創造部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- （1）秘書及び渉外に関すること。
- （2）広報及び公聴に関すること。
- （3）市の総合企画、調査及び調整に関すること。
- （4）地域創生に関すること。
- （5）企業立地推進に関すること。
- （6）文化及びスポーツに関すること。
- （7）観光に関すること。
- （8）自治組織に関すること。
- （9）市民参画行政に関すること。
- （10）人権施策の推進に関すること。
- （11）他の組織の主管に属さない事項に関すること。

（総務部の事務）

第 3 条 総務部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- （1）議会及び行政一般に関すること。
- （2）法規及び文書に関すること。
- （3）職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- （4）職制及び組織に関すること。
- （5）情報化及び電算業務に関すること。
- （6）危機管理に関すること。
- （7）交通安全に関すること。
- （8）業務改善に関すること。
- （9）財政に関すること。
- （10）市有財産の管理及び契約に関すること。

(11) 市税に関する事。

(健康福祉部の事務)

第4条 健康福祉部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 福祉施策の企画立案に関する事。
- (2) 戸籍及び住民基本台帳等に関する事。
- (3) 国民年金に関する事。
- (4) 国民健康保険に関する事。
- (5) 健康づくりに関する事。
- (6) 介護保険に関する事。
- (7) 社会福祉に関する事。

第5条を削る。

第6条第1号中「商工観光」を「産業振興」に改め、同条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(審議資料)

行政組織をスリム化し、新たな行政課題に迅速、効率的に対応できる組織にするため平成 27 年 7 月 1 日に機構改革を行うのに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

(後掲参照)

平成27年度 行政組織改正案

現行	
部	課
ふるさと創造部	秘書課
	人口増政策課
	播磨国風土記1300年事業推進室
	ふるさと創造課
	人権推進課
財務部	財政課
	管財課
	税務課
	収納課
総務部	行政課
	人事課
	情報政策課
	危機管理課
	行政監理室
健康福祉部	福祉企画課
	市民課
	健康課
	長寿介護課
	地域福祉課
地域振興部	管理共済課
	商工観光課
	農政課
都市整備部	施設管理課
	用地課
	土木課
	都市計画課
	開発整備室
生活環境部	上下水道管理課
	上下水道課
	環境課
	環境整備課
教育委員会	教育総務課
	学校教育課
	こども未来課
	文化スポーツ課
	図書館
	総合教育センター
議会事務局	
会計室・検査官	
選挙監査公平委員会事務局	
農業委員会事務局	
副市長直轄	機動処理グループ

改正後		備考
部	課	
ふるさと創造部	秘書課	
	人口増政策課	地域創生担当、産業団地担当、歩くまちづくり推進担当を新設
	文化・観光・スポーツ課	教育委員会から文化スポーツ業務を移管。播磨国風土記事業を継承、市民会館を移管。地域振興部から観光業務を移管。
	ふるさと創造課	
	人権推進課	
総務部	総務課	行政課と人事課を統合
	情報政策課	
	危機管理課	
	行政監理室	
	財政課	
	管財課	
	税務課	税務課と収納課を統合
健康福祉部	福祉企画課	
	市民課	国保医療業務を分離
	国保医療課	市民課から分離し、新設
	健康課	
	長寿介護課	
	地域福祉課	
地域振興部	管理共済課	
	産業振興課	観光業務を分離し、名称変更
	農政課	
都市整備部	施設管理課	
	用地課	
	土木課	
	都市計画課	開発整備室を統合
生活環境部	上下水道管理課	
	上下水道課	
	環境課	環境課と環境整備課を統合
	環境整備課	
教育委員会	教育総務課	
	学校教育課	
	こども未来課	
	生涯学習課	文化スポーツ業務を分離し、名称変更
	図書館	
	総合教育センター	
議会事務局		
会計室・検査官		
選挙監査公平委員会事務局		固定資産評価審査委員会事務局を兼務
農業委員会事務局		
副市長直轄	機動処理グループ	